

回 答

団体名（万博工事未払い問題被害者の会）

（要望項目）

1. 万博における建設工事費の未払いによって、私たちは倒産の危機に直面しております。このまま放置されると、会社はもちろん、従業員や下位下請者の生存の危機を招く事態になります。そこで、大阪府として中小建築業者の経営を守るために、早急の実態調査を実施するとともに、倒産の危機にある被害を受けた中小事業者に対して、令和7年6月30日までに大阪府による緊急の立替払いを行なってください。

（回答）

- 建設業者間の未払い問題は、当事者同士で解決いただくことが基本です。
- 府では、建設工事の請負契約をめぐる紛争解決を目的とした「建設工事紛争審査会」を案内しています。
- また、未払いや支払い遅延等により、資金繰りにお困りの事業者の方には、事業者の規模や本社所在地等に応じて、府制度融資や政府系金融機関の融資制度等を案内いたします。
- 万博パビリオン建設工事における未払い金の立替払いにつきましては、民間事業者間の契約における紛争解決のために、税金を充てることは難しいと考えており、引き続き、万博協会と府で連携し、相談対応や紛争審査会、府制度融資のご案内等により対応していきます。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課
商工労働部 中小企業支援室 金融課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（万博工事未払い問題被害者の会）

（要望項目） 2,パビリオン建設工事において、建設業許可のない多数の業者が建設工事を受注していたことがこの問題を引き起こした原因の1つです。今後このような事態を招かないためにも建設業許可のないままパビリオン建設工事に携わった事業者の名前を公表し、行政処分を行ってください。
（回答） ○ 建設業法違反に対しては、これまで同様、法に基づき厳正に対処し、処分を行った場合は、業者名、処分内容等について公表します。
（回答部局課名） 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（万博工事未払い問題被害者の会）

（要望項目）

3. パビリオン建設工事で労働基準法違反の労働を長期間させられ、海外事業者との取引で被害を受けた事業者に対し、その超過勤務分の賃金や資材立替払い分の延滞金など、必要な弁済を行うよう、大阪府から加害企業に働きかけてください。

（回答）

- 建設業者間の未払い問題は、当事者同士で解決いただくことが基本です。
- また、建設業法第 25 条により、建設工事の請負契約をめぐる紛争解決を目的とした ADR（裁判外紛争処理機関）である建設工事紛争審査会を設置していますので、当事者間での解決が難しい場合は、事務局である建築振興課にご相談ください。
- なお、大阪府労働相談センターでは、労働者、使用者の双方からの労働相談について対応しています。労働者からの長時間労働や賃金未払い等に関するご相談については、こちらで応じています。相談内容が労働基準法違反の恐れがある場合は、労働基準監督署に申告するよう助言しています。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課
 商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（万博工事未払い問題被害者の会）

（要望項目）

4. 大阪府が発注する公共事業について、パピリオン建設工事での状況を踏まえて、建設業許可の有無やグリーンファイルの提出など、下請け業者が安全に働ける環境の管理を徹底してください。また、中抜きや持ち逃げなど悪質な業者については大阪府が公表し、処分を行うなど、建設業界のクリーン化を推進してください。

（回答）

- 本府が発注する工事では、入札参加資格として「建設業法上の許可を有していること」を定めており、入札参加申請時にその確認をしています。
- また、建設業法第 24 条の 8 第 1 項に基づき、工事契約締結後、元請業者が下請業者と契約締結する場合は、施工体制台帳（再下請負通知書、施工体系図、作業員名簿等含む）を作成し工事現場に備え置くこと、さらに、公共工事においては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 15 条第 2 項に基づき、受注者は作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出することを義務付け、同法第 17 条第 1 項による施工体制点検を実施し、必要な許可の有無を確認しています。
- 引き続き、工事現場における適正な施工体制の確保に努めてまいります。
- 建設業法違反に対しては、これまで同様、法に基づき厳正に対処し、処分を行った場合は、業者名、処分内容等について公表します。

（回答部局課名）

都市整備部 事業調整室 技術管理課
 都市整備部 住宅建築局 公共建築室 計画課
 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（万博工事未払い問題被害者の会）

（要望項目）

5. 大阪府建築振興課の建築工事の相談業務に関して、しっかりと弁護士や司法書士を常駐させた実用的なものにしてください。また指定金融機関と連携し、スムーズな資金調達が可能になるような制度を作ってください。

（回答）

- 建設工事の請負契約に関する相談については、建設業法を所管する建築振興課が対応するとともに、相談内容に応じて、大阪弁護士会や大阪府建築士会等の専門相談窓口もご案内しています。
- また、建設工事の請負契約をめぐる紛争解決を目的とした ADR（裁判外紛争処理機関）である、建設工事紛争審査会を設置しており、知事が任命した弁護士を中心とする法律の委員と、建築・土木・電気・設備などの各技術分野の学識経験者などの建築技術の委員が、専門的、かつ、公正・中立の立場で紛争の解決に当たっています。
- さらに、本事象を含め、資金繰りに苦慮されている府内中小企業者に対しては、金融機関、大阪信用保証協会と連携し、「府制度融資」により、円滑な資金供給に努めており、実情に応じ、「経営安定サポート資金」や「小規模企業サポート資金」などの融資メニューを提供しています。
- 本年4月からは「チャレンジ応援資金（金融機関協調支援型）」を創設し、金融機関によるプロパー融資を引き出し、加えて、経営状況のモニタリング強化により、より一層の中小企業の金融支援及び経営支援に努めているところです。
- なお、「府制度融資」の利用には、金融機関及び大阪信用保証協会の審査を受けていただく必要があります。また、府外の中小企業者に対しては、「日本政策金融公庫」や「所在する自治体の制度融資窓口」をご案内します。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課
商工労働部 中小企業支援室 金融課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。